平成２１年（フ）第３１４号
茨城県下妻市下宮301番地１
破産者　株式会社武藤木材ホーム
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４４号
茨城県古河市小堤705番地の１
破産者　第一設備工業株式会社
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６１７号
千葉県船橋市本町５丁目19番２号
破産者　平山誠二こと　申　　基植
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６６号
千葉市緑区大膳野町４番地の682
破産者　川口　勝彦
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６７号
神戸市西区北別府４丁目15番地の10
破産者　神戸樹脂工業株式会社
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字石脇785番地１
破産者　日本海生コン株式会社
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地171
破産者　有限会社フィオス
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３７号
熊本市湖東２丁目４番32号
破産者　有限会社なかやま
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１６号
北海道上川郡和寒町字東丘37番地
破産者　ウエブ工業株式会社
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
群馬県藤岡市上栗須294番地１
破産者　有限会社ルビーネ
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５１号
東京都町田市下小山田町2906番地８
破産者　松村建材有限会社
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５２号
東京都町田市下小山田町2906番地８
破産者　松村　貞之
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２６１８号
神奈川県相模原市中央区上溝43番地小山ビル
破産者　株式会社イープランニング
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１２号
横浜市鶴見区駒岡４丁目17番４号
破産者　有限会社ケイ・アイ・ケー
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０号
神奈川県横浜市港北区小机町2565番地２
破産者　ジーアンドエー住宅販売株式会社
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
静岡県周智郡森町大鳥居53番地の１
破産者　株式会社岩田緑化
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3493番地
破産者　正洋丸こと　濵口　正樹
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
京都府宇治市槇島町目川82番地の２
破産者　ＺＨＯＮＧＹＩ　ＳＥＩＫＯ株式会社
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８３号
大阪市西区南堀江１丁目19番11―803号
破産者　有限会社小宮山鉄筋工業
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６号
山口県岩国市天尾1810番地の10
破産者　有限会社川瀬工務店
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３８号
奈良県御所市大字柏原1315番地の１
破産者　西村工務店こと　西村　誠之
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
奈良県香芝市磯壁２丁目1020番地の１　６号、前住所奈良県大和高田市春日町２丁目６番18号
破産者　中三津廣こと　中　三津廣
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係